

周南市八代農産物加工所指定管理者申請要項

1 施設の概要

(1) 施設の名称

周南市八代農産物加工所

(2) 施設の所在地

周南市大字八代826番地の6

2 管理の条件

(1) 申請資格

ア 法人又は団体で施設管理業務を円滑に遂行し、施設管理における豊富な知識、経験を有し、又は熱意があること。

イ 法人若しくは団体又はその代表者が次に該当しないこと。

- ・法律行為を行う能力を有しない場合
- ・破産者で復権をしていない場合
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
- ・申請に係る申請期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合
- ・申請に係る申請期間の初日前2年間で、周南市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
- ・審査会又は申請事務に係る者と不適切な関係がある場合
- ・国税、県税、市税を滞納している場合
- ・業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する法人又は団体ではないと考えられる場合
- ・施設の管理にあたって、必要な資格・免許等を有しない場合
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又その構成員（暴力団の構成

団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと

(2) 指定管理者が行う業務

業務仕様書のとおりとする。

(3) 利用料金制度

利用料金制度を導入する。

施設の利用料金を収入として収受し、事業の充実に資することができる。

(4) 関係法令の遵守等

ア 関係法令及び条例の規定を遵守すること。(業務仕様書参照)

イ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

ウ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行なうことにより、周南市民、利用者の信頼を得る努力をすること(情報公開取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずること)。

エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
(個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどをいいます。)

(5) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 指定管理料

0円

(7) 指定管理者評価制度

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的とし、施設所管課による指定管理者の評価を実施する。

(8) 公共施設の再配置について

市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがある。

その場合において、市は事前に指定管理者と協議を行うこととする。

3 申請の手続き等

(1) 提出先

〒745-8655

周南市岐山通1-1

周南市農業振興課 道の駅リニューアル推進室

電話番号：0834-22-8369

FAX：0834-22-8375

メールアドレス：noshin@city.shunan.lg.jp

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和6年10月22日（火） 17時15分 必着

(4) 質問の受付

申請に関する質問は質問票（別紙2）に記入のうえ、提出することとする。（FAX又は電子メールでの提出も可）

・受付期間：令和6年10月1日（火）～令和6年10月8日（火）17時15分

・回答期間：令和6年10月10日（木）

(5) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を周南市に提出することとする。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 法人登記事項証明書

エ 最近1年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書

オ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

カ 法人又は団体の概要を示す書類

・沿革・実績を示す書類

・組織及び運営に関する事項を記載した書類

・決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

・予算関係書類（事業計画書、収支予算書）

キ 役員名簿（別紙１）

（６）著作権の帰属

事業計画等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがある。

なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

（７）費用の負担

申請に要する経費は申請者の負担とする。

（８）指定管理者の候補者の選定の基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、申請の内容について、次の選定の基準に基づいて審査します。

① 一次審査（書類審査）

提出された書類を、【別表１】の審査項目・視点・配点に基づき、審査する。

審査項目の内、１つでも評価できない項目があれば、失格とし、申請書類の再提出を求める。総配点表（満点）の６割以上を満たすこと。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査委員により、【別表２】の審査項目・視点・配点に基づき、審査する。

審査項目に対する各委員の得点の合計値を総合評価点とする。

総合評価点が、総配点表（満点）の６割以上を満たすこと

【別表 1】一次審査 審査項目・視点・配点

審査項目		視点	配点
絶対的 条件	申請資格	提出書類が、申請要項や仕様書に添ったものか (提案金額・内容・法令順守等)	20点
	管理運営基本方針	施設の目的、市民の平等利用等が守られているか	
経営能力	経営能力	資力や事業実績はあるか	65点
	専門性	専門的な知識を備えているか	
	規則・規定の整備	就業規則・経理規定・給与規定・法人の諸規定類が整備されているか	
	情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護への対応は取られているか(規定・取組実績)	
	サービス向上	サービス向上への取組みが見られるか	
	稼働率、利用者の向上	稼働率や利用者の向上への取組みが見られるか	
	危機管理	防災体制、施設内事故等の危機管理は適切か	
	災害時対応	災害時に、周南市と連携して対応に取組む体制がとられているか	
事業計画書	施設目的理解度	施設の目的を理解しているか	115点
	目標管理	施設の設置目的に沿った適切な目標が設定されているか	
	運営理念	施設運営理念が明確か	
	施設振興方策	実現性や先見性を持った、施設の振興方策があるか	
	地域連携・支援	公民協働の視点からの、地域との連携や支援があるか	
	運営提案	収益の増加など、施設運営に当たっての提案は明確か	
	適正な業務委託	包括的な業務委託はされていないか(メイン業務の丸投げ) 一部事務を委託する際に、業者の選定方法が適切で透明性があるか	

職員採用・配置	職員採用（現職員の雇用）及び配置（平日・土日・休日）の考え方は適切か	
人材育成・研修計画	人材育成や研修計画は適切か	
I C T 対応	I C T 化への対応は取られているか	
円滑な施設運営	質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案があるか	
利用者要望・意見集約	利用者からの要望・苦情・意見を集約し、改善につなげる体制や方法があるか	
予算・収支計画	業務の着実な実施に向けた予算・収支計画となっているか	
実施計画書	業務を実施するにあたって、必要な準備業務を盛り込んだ実施計画書があるか	
施設使用対応	災害・占用使用・老朽化等の原因で、使用不能になった場合の対応があるか	

【別表２】二次審査 審査項目・視点・配点

審査項目	視点	配点
施設の設置目的の理解	施設の設置目的についての理解があるか	20点
目標管理	施設の目的に沿った適切な目標が設定されているか	20点
公共性の担保	住民の平等利用や公的行事の占用使用への理解があるか	10点
独自の工夫によるサービスの向上	施設のサービスの向上を図るための独自の工夫があるか	30点
施設管理	施設の管理を安定して行う能力があるか	20点
モニタリング	利用者等へのモニタリング方法や満足度の把握があるか	10点
収支計画	収支計画書（施設管理・運営）等に、コスト縮減やその実現性の提案があるか	40点

4 指定管理者の指定手続き

(1) 1次審査（書類審査）令和6年10月下旬（予定）

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）令和6年10月下旬（予定）

指定管理者候補者審査会（以下「審査会」という。）による2次審査を実施する。開催日時、場所、実施方法等については申請者に対して別途通知する。

(3) 選定結果の通知

審査会において選定の基準に基づき審査を行い、令和6年11月上旬（予定）をめぐりに申請者に通知する。

(4) 選定結果の公表

審査結果は、市ホームページ及び公告にて公表する。

審査結果の公表事項は、申請要項、指定管理者候補者選定審査会設置要領、申請者の名称、評価点（合計及び審査項目点）、選定理由とする。

(5) 指定管理者の指定

審査会において選定された候補者について、周南市議会（令和6年12月議会）の議決を得た後、指定管理者としての指定を行う。（進捗状況により3月議会の場合もあり）

(6) 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、市ホームページ及び公告にて公表する。

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 申請要項配布 | 令和6年9月30日 |
| ② 質問事項受付 | 令和6年10月1日から令和6年10月8日 |
| ③ 質問事項回答 | 令和6年10月10日 |
| ④ 申請書の受付 | 令和6年10月18日から令和6年10月22日 |
| ⑤ 1次審査 | 令和6年10月下旬（予定） |
| ⑥ 2次審査 | 令和6年10月下旬（予定） |
| ⑦ 候補者の決定及び選定結果の通知 | 令和6年11月上旬（予定） |
| ⑧ 指定管理者の指定及び協定の締結 | 12月定例市議会の議決後 |

(別紙1)

役員名簿

法人名

作成担当者

連絡先

令和 年 月 日現在の役員

役 職	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	住所

1. 本様式の内容を周南市が山口県警察本部に照会することについて異議ありません。
2. 照会で確認された情報は、今後、市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

令和 年 月 日

所在地

名称及び代表者名

印

※この名簿には、法人登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。
監査役については除きます。

(別紙2)

質 問 票

(宛先) 周南市長

団体名 _____

担当者名 _____

連絡先 (電 話) _____

(F A X) _____

質 問 項 目	質 問 内 容